平成２９年（フ）第７５７５号
東京都大田区大森西７丁目５－４　大森西ハイツ203
債務者　松本　　重
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５７６号
東京都北区王子５丁目10－３－602
債務者　齋藤由美子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５８１号
東京都東久留米市中央町１丁目17－17
債務者　台田千代子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５８３号
東京都足立区梅田３丁目23－16
債務者　小泉　優子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７５８７号
東京都中野区東中野２丁目22－５　アーバンプレイス中野坂上ⅢＢ　101
債務者　大井　星記
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６００号
東京都品川区東大井３丁目６－18－301
債務者　新城　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６０１号
東京都足立区保木間４丁目15－12－102　平塚第一マンション
債務者　笠原　弘巳
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６０２号
東京都江戸川区平井４丁目29－22－515
債務者　小林　陽介
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６０４号
東京都墨田区横川１丁目６－７－202
債務者　天間舘ようこ
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７４号
大阪市東淀川区菅原２丁目９番５号　クラウンハイム菅原　702号
債務者　大原　信男
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８５号
大阪府吹田市寿町１丁目８番９号（201）
債務者　中谷　良雄
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４２０号
大阪市東淀川区淡路１丁目９番17号　102号
債務者　池　　拓也
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１号
栃木県宇都宮市下栗町699番地13　ルミエール佐藤Ⅰ－201
債務者　木村　武二
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５３号
長崎県南島原市西有家町須川678番地３
債務者　中村　さち
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林416番地13　プランドール302号、前住所栃木県小山市大字雨ケ谷765番地８
債務者　小室　純一
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係